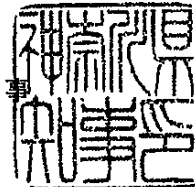




税指第 164 号  
平成 30 年 2 月 19 日

公益財団法人横浜市体育協会 様

神奈川県知事



個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定通知書

次の寄附金について、神奈川県県税条例第 10 条第 1 項に規定する個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定したので、通知します。

[控除対象寄附金の指定の内容]

- 1 寄附金を受領する者  
公益財団法人横浜市体育協会  
(横浜市中区尾上町六丁目 81 番地)
- 2 寄附金の種類  
1 に掲げる者の主たる目的である業務に関連する寄附金（神奈川県以外の区域外における施設の建設等のための費用に充てるために支出された寄附金を除く。）
- 3 寄附金税額控除の対象となる寄附金の支出の期間  
平成 29 年 1 月 1 日から

問合せ先

総務局財政部税務指導課

課税第一グループ 人見、笹井

電話 (045) 210-2322 (直通)



第41号様式の3

控除対象寄附金指定通知書

財 税 制 第 6 9 3 号

平 成 2 8 年 1 1 月 2 日

横浜市中区尾上町六丁目81番地

公益財団法人横浜市体育協会

代表理事 山口 宏 様

横浜市長 林 文 子



平成28年9月9日付け（平成28年9月9日受付）で申請されました寄附金について、次のとおり横浜州市税条例第29条の4の3第1項に規定する控除対象寄附金として指定しましたので通知します。

1 控除対象寄附金の内容

公益財団法人横浜市体育協会の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

2 支出した寄附金が控除対象寄附金として市民税所得割の寄附金税額控除の対象となる日  
平成28年1月1日

○ 変更届出書提出のお願いについて

法人を解散した場合や、事務所・事業所の所在地・法人名称等の変更など、申請内容に変更が生じた場合についても、「控除対象寄附金指定事項変更届出書」の提出をお願い致します。

(参考条文)

横浜州市税条例第29条の4の4第5項

控除対象寄附金募集者は、第1項の規定により提出した申請書及びそれに添付した書類の内容に変更があったときは、規則で定めるところにより、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。